

年 月 日

入間市長(宛て)

令和 年度 事務所・事業所課税または家屋敷課税に係る申告書

入間市内に事務所・事業所または家屋敷を有していますので、市税条例第 36 条の 2 第 8 項により以下のとおり申告いたします。

氏 名			生年月日	年 月 日		
住 所	〒					
電話番号	()					
事業所・家屋敷等の所在地	入間市					
事業所等の区分	事務所 ・ 事業所 ・ 診療所 ・ 教授所 ・ 店舗 ・ そのほか()					
屋 号					法人格の有無	有 ・ 無
事務所等を設置した日	年 月 日		住民税課税の有無		有 ・ 無	
法人格を有した日(登記日)	年 月 日		決算時期		月 日	
法人番号						

※事務所等を設置した日によって 3 カ年遡って事業所課税を課税することがございます。

1.家屋敷・事業所を有しなくなった場合は以下も記入してください。

- (1) 物件の所在地 : 埼玉県入間市_____
- (2) 有しなくなった理由

ア	他人に貸している
イ	所有権移転済み 【所有権移転日 年 月 日 】
	滅失・解体済・廃業など 【滅失・解体・廃業日など 年 月 日 】
ウ	その他(具体的な事由を記入)

○事務所・事業所とは

事業を行うために必要な人的及び物的設備があり、継続して事業が行われる場所をいいます。自己所有はもちろん、他人の所有であっても、それを自己の事業のために使用している場合は対象になります。(例えば、医師・弁護士・税理士・諸芸師匠・理美容室などが住宅以外に設ける診療所、事務所、教授所など、事業主が住宅以外に設ける店舗などが該当します。)

なお、法人格を有して事業を行っている場合は、事業所課税対象ではなく、別途法人市民税の対象となりますが、1月1日は個人事業主で、1月2日以降に法人格を有した場合、事業所課税と法人市民税の両方が課税されることがあります。

○対象にならない事務所・事業所

単なる資材置き場・倉庫・車庫、短期間(1～2 カ月程度)の一時的な業務用に設けられた仮事務所、法人経営の事務所等などが該当します。

○家屋敷課税とは

家屋敷とは、自己または家族居住の目的で、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅でいつでも自由に居住できる状態にある建物のことをいいます。必ずしも、現在の居住の有無及び自己所有であるかどうかは問いません。(例えば、生活の本拠地を別に設けている単身赴任者が妻子を住まわせている住宅などがこれに該当します。)

○その他

・住民登録地の市区町村で、住民税が非課税である場合については、事業所・家屋敷課税についても非課税になります。

・事業所課税の都道府県民税分については、住民登録地と事業所等がある市区町村が同一都道府県内にあれば、同じ都道府県に対して2度納税することになります。市区町村ごとに都道府県税も納税する義務があるため、事業所課税の都道府県民税だけ納税しないということとはできません。
(地方税法第24条第7項)

問合せ先

入間市役所市民税課 市民税担当

電話番号 04-2964-1111(内線 2114～2117)